

各 位

会社名 キューピー株式会社
 代表者名 代表取締役社長 鈴木 豊
 (コード番号 2809 東証第1部)
 問合せ先 常務取締役管理本部長 佐々木 克彦
 電話番号 03-3486-3331

株券電子化に伴う「当社株式の大量買付行為への 対応方針（買収防衛策）」の修正に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 26 日開催の取締役会において、株券電子化に伴い、平成 20 年 2 月 22 日開催の第 95 回定時株主総会において導入を決議しました「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）について、下記のとおり所要の修正を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 修正の理由

平成 21 年 1 月 5 日の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行により、株券が電子化されるなどの関係法令の整備に伴い、本対応方針へ所要の修正を加えるものであります。

2. 修正の内容

修正の内容は、以下の表のとおりであり、平成 21 年 1 月 5 日に効力を生じるものとします。

なお、現在の本対応方針の内容については、当社ホームページに掲載の開示資料（平成 20 年 1 月 11 日開示「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」に関するお知らせ）
http://www.kewpie.co.jp/company/ir/ir_library01.html（以下、「本開示資料」といいます。）
 をご参照下さい。

（修正箇所は、下線の部分であります。）

修正前	修正後
(本開示資料 6 ページ) III 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）） 1. 本対応方針の対象 注 2 (略) 各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たって、総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。	III 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）） 1. 本対応方針の対象 注 2 (略) 各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たって、総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書または四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
(同 9～10 ページ) 2. 大量買付ルールの内容 (4) 株主意思の確認手続 (略)	2. 大量買付ルールの内容 (4) 株主意思の確認手続 (略)

修正前	修正後
<p>①本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主とします。</p>	<p>①本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。</p>
<p>(同 13 ページ)</p> <p>4. 株主・投資家に与える影響等</p> <p>(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様が必要となる手続き</p> <p>イ. 名義書換の手続き (略)</p> <p>当該割当基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)</p>	<p>4. 株主・投資家に与える影響等</p> <p>(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様が必要となる手続き</p> <p>イ. 株主名簿への記録の手続き (略)</p> <p>当該割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。</p>
<p>(同 13 ページ)</p> <p>ロ. 新株予約権の行使の手続き</p> <p>対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、当該割当基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書(行使にかかる新株予約権の内容・数等の必要事項および株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。)その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付することがあります。</p>	<p>ロ. 新株予約権の行使の手続き</p> <p>対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、当該割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書(行使にかかる新株予約権の内容・数等の必要事項および株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。)その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付することがあります。</p>
<p>(同 14 ページ)</p> <p>ハ. 当社による新株予約権の取得の手続き (略)</p> <p>なお、割当方法、名義書換方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。</p>	<p>ハ. 当社による新株予約権の取得の手続き (略)</p> <p>なお、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。</p>
<p>(同 19 ページ)</p> <p>【別紙 3】 新株予約権概要</p> <p>1. 新株予約権付与の対象となる株主および割当条件</p> <p>当社は、当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき当社取締役会が別途定める個数の新株予約権を、新たに払込みをさせないで割り当てる。</p>	<p>【別紙 3】 新株予約権概要</p> <p>1. 新株予約権付与の対象となる株主および割当条件</p> <p>当社は、当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき当社取締役会が別途定める個数の新株予約権を、新たに払込みをさせないで割り当てる。</p>

以上